

大通達甲（備運）第2号
大通達甲（施装）第2号
大通達甲（警務）第7号
大通達甲（厚生）第1号
大通達甲（生企）第12号
大通達甲（刑企）第14号
大通達甲（交企）第6号
大通達甲（備企）第4号
令和4年8月1日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

警備部長
警務部長
生活安全部長
刑事部長
交通部長

大分県警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）

大分県警察災害派遣隊設置要綱（平成25年4月1日付け大通達甲（備）第2号ほか別添。以下「要綱」という。）に定める警察災害派遣隊の即応部隊及び一般部隊の各隊の編成、運用等については、「大分県警察災害派遣隊の編成、運用等について」（平成25年4月1日付け大通達甲（備二）第2号、（警務）第7号、（厚生）第3号、（生企）第6号、（刑企）第9号、（交企）第6号、（備一）第6号）により実施しているところであるが、この度、各隊の活動上の留意事項の見直し等に伴い、下記のとおり実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

記

第1 即応部隊

1 隊員の指定

要綱3(3)の規定による即応部隊の各隊の隊員の指定は、次のとおり行うものとする。
この場合において、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意すること。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊

警備部隊の隊員は、警備部機動隊の隊員及び九州管区機動隊員に指定された者の

中から24人を指定するものとする。

イ 交通部隊

交通部隊の隊員は、交通部交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊の隊員の中から18人を指定するものとする。

ウ 刑事部隊

刑事部隊の隊員は、検視官等の検視等業務についての必要な知識及び技能を有する警察官並びに被害者支援に関する知識及び経験を有する警察職員の中から24人を指定するものとする。

(2) 広域警察航空隊

広域警察航空隊の隊員は、警備部警備運用課航空隊の隊員等の中から所要の員数を指定するものとする。

(3) 緊急災害警備隊

緊急災害警備隊の隊員は、九州管区機動隊員に指定された者のうち広域緊急援助隊（警備部隊）の隊員として指定された者以外のものの中から25人を指定するものとする。

2 編成

即応部隊の各隊の編成は、次のとおりとする。

(1) 広域緊急援助隊

ア 警備部隊は小隊1及び分隊4をもって編成するものとする。

イ 交通部隊は小隊1をもって編成するものとする。

ウ 刑事部隊は部隊2をもって編成するものとする。

(2) 広域警察航空隊

広域警察航空隊は、隊員に指定された者の中から所要の要員をもって編成するものとする。

なお、広域警察航空隊の編成に当たっては、派遣の長期化及び航空機の不具合の発生に伴う現地整備を考慮し、操縦士2人以上及び整備士2人以上の派遣並びに捜索救助等に従事する特務要員の帯同に努めるものとする。

(3) 緊急災害警備隊

緊急災害警備隊は、警部1人、警部補2人並びに巡查部長及び巡查22人をもって編成するものとする。

3 運用

(1) 大分県が被災地等である場合

ア 迅速かつ積極的な援助の要求

県警察は、大規模災害発生時において直ちに被災状況等に係る情報の収集に当たるとともに、被災状況等の詳細な把握ができない段階にあっても、援助の要求に関して、警察庁及び九州管区警察局に必要な連絡を行い、その調整の下、必要な対応を検討するものとする。

イ 派遣された部隊の運用

県警察は、被災地等の被災状況等を勘案して、派遣される部隊の活動地域及び活

動拠点を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後からこれを効果的に運用して活動を実施するものとする。

(2) 大分県以外の都道府県が被災地等である場合

県警察は、大規模災害発生時において直ちに被災地等を管轄する管区警察局（警視庁及び北海道警察にあつては警察庁）を通じて被災状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の救出救助用装備資機材、交通対策資機材、検視関連資機材、機体カバー、野外係留具等の警察航空機の資機材及び自活のための装備資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して当該管区警察局（警視庁及び北海道警察にあつては警察庁）に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地等に隣接する場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点、装備資機材の提供等についても配慮するものとする。

4 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故の防止

活動を行う際に、二次災害の発生も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして受傷事故の防止の徹底を図ること。

イ 各隊間の緊密な連携

即応部隊の各隊は、他の即応部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図ること。

ウ 広報活動

即応部隊は、被災者、行方不明者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、当該部隊の活動内容等に関し被災者等の安心感を醸成するため、積極的な広報に努めること。

なお、広報責任者には、原則として警部の階級にある者を指定し、現場における取材対応、部隊活動の映像又は画像の提供等を行わせること。また、効果的な広報を実施するため、必要に応じ即応部隊への警務部広報課員の帯同についても配慮すること。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保等、隊員の健康管理に十分配慮すること。

(2) その他の個別事項

ア 救出救助活動

救出救助活動に当たっては、被災者等の心情に配慮するとともに、装備資機材を最大限に活用し、被災者の早期発見及び迅速かつ安全な救出救助に努めること。

イ 航空安全の確保

(ア) 被災地警察への広域飛行に当たっては、航空機の性能、経路間の地形及び気象特性等を総合的に判断し、適切な燃料管理を行うこと。

- (イ) 現地活動に当たっては、被災地警察等の警察航空隊との緊密な連携の下、航空関係法令その他の法令の厳正な遵守、飛行に関する基本的事項の徹底、地上部隊との連携強化等により、航空安全を確保すること。

第2 一般部隊

1 隊員の指定

要綱4(3)の規定による一般部隊の各隊の隊員の指定は、次のとおり行うものとする。この場合において、各級指揮官となる幹部隊員については、人格識見に優れ、指揮能力の優れた者を充てるよう留意すること。

(1) 特別警備部隊

特別警備部隊の隊員は、大分県警察警備部隊の設置及び運用に関する訓令（平成21年大分県警察本部訓令第2号）第1条の大分県警察警備部隊の隊員の中から指定するものとする。

(2) 特別生活安全部隊

相談・防犯指導活動班の班員は警務部及び生活安全部に属する警察職員の中から、行方不明者相談情報管理班の班員は生活安全部に属する警察職員の中からそれぞれ指定するものとする。

なお、各班には、必要に応じて、部隊に関する連絡及び調整を行う特務員を置くことができる。

(3) 特別自動車警ら部隊

特別自動車警ら部隊の隊員は、地域部門に属する警察官の中から指定するものとする。

(4) 特別機動捜査部隊

特別機動捜査部隊の隊員は、刑事部門に属する警察官であって、機動捜査に必要な知識及び経験を有するものの中から二交替の場合は4人を、三交替の場合は6人を指定するものとする。

(5) 身元確認支援部隊

身元確認支援部隊の隊員は、当該部隊の活動が行方不明者の死亡を前提とするものであること及びDNA型検査資料等を取り扱うことを踏まえて、鑑識専務員を含めた刑事部門に属する者を中心とした警察職員の中から12人を指定するものとする。

(6) 特別交通部隊

特別交通部隊の隊員は、交通部門に属する警察官の中から14人を指定するものとする。

2 編成

一般部隊の各隊の編成は、次のとおりとする。

(1) 特別警備部隊

特別警備部隊は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁から示される基準に従い、要綱4(3)の規定により指定された者をもって編成するものとする。また、部隊に必要な班については、警察庁がその都度指示するところにより設置するものとする。

(2) 特別生活安全部隊

特別生活安全部隊は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁から示される基準に従い、要綱4(3)の規定により指定された者をもって編成するものとする。

なお、相談・防犯指導活動班については、その基本構成を、避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設（以下「避難所等」という。）の訪問のために使用する車両1台につき班員2人として編成するものとする。

(3) 特別自動車警ら部隊

特別自動車警ら部隊は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁から示される基準に従い、要綱4(3)の規定により指定された者をもって編成するものとする。

なお、特別自動車警ら部隊の基本構成は、警ら用無線自動車1台につき隊員2人とする。また、必要に応じて、部隊の連絡、調整等を担当する特務班を含めて編成するものとする。

(4) 特別機動捜査部隊

ア 特別機動捜査部隊は、要綱4(3)の規定により指定された者をもって編成し、被災地等への派遣に際しては所要の車両及び装備資機材を帯同させるものとする。

イ 特別機動捜査部隊は、被災地警察の機動捜査隊（機動捜査を主管する所属をいう。以下同じ。）の長の指揮の下、交替制勤務に従事するものとする。また、部隊の入替えに際しては、交替制勤務に間隙を生じさせない適当な時期を選定して実施するものとする。

(5) 身元確認支援部隊

身元確認支援部隊は、大規模災害発生時の状況に応じて警察庁から示される基準に従い、要綱4(3)の規定により指定された者をもって2隊編成するものとする。

(6) 特別交通部隊

特別交通部隊は、要綱4(3)の規定により指定された者をもって、特別交通部隊を編成するものとする。

なお、特別交通部隊は、本県警察の保有する車両を使用するものとし、当該車両については、別に定める車両編成基準により編成するものとする。

また、特別交通部隊の帯同する車両については、九州管区警察局を通じて、被災地における活動内容等を事前に確認し、当該活動に応じて選定するものとする。

3 運用

(1) 大分県が被災地等である場合

ア 援助要求に向けての事前の連携

県警察は、被災地等における被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の収集に当たるとともに、援助の要求に関して、事前に警察庁及び九州管区警察局に必要な連絡を行うものとする。

特に、身元確認支援部隊の活動については、被災地警察における身元確認作業の強化が必要と認められる場合において、行方不明者の死亡がうかがわれるときに、身元確認に資する情報及び資料について、その家族等からの一斉集約を図ることを目的とするものであり、その実施時期について慎重な判断を要することから、県警察は、身元確認作業の進捗状況を詳細に把握した上で部隊派遣に関して、警察庁及

び九州管区警察局に必要な連絡を行うとともに、派遣元警察と積極的に連携を図るものとする。

イ 部隊の運用

県警察は、被災等における被害状況、犯罪の発生状況等を勘案して、派遣される部隊の活動拠点、活動場所等を速やかに選定し、当該部隊が被災地等に到着した直後から部隊の効果的な運用を図るものとする。

また、派遣部隊の受入れに際して、あらかじめその活動地域、活動内容、必要とされる人員等を定めた活動計画を作成し、九州管区警察局を通じて警察庁に提出するとともに、部隊が被災地に到着した後は、これを効果的に運用して活動計画に定めた対策を実施するものとする。

(2) 大分県以外の都道府県が被災地等である場合

県警察は、直ちにその被災地等を管轄する管区警察局（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁）を通じて被災地等の被害状況、犯罪の発生状況等に係る情報の収集に当たり、被災地等の状況を踏まえ、所要の資機材等を取りそろえるなど部隊派遣の準備を進めるとともに、当該派遣に関して当該管区警察局（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁）に必要な連絡を行うものとする。

特に、被災地等に隣接する場合は、被災地警察に派遣される部隊に対する活動拠点、装備資機材の提供等についても、配慮するものとする。

4 活動上の留意事項

(1) 各隊共通事項

ア 受傷事故等の防止

活動を行う際に、二次災害の発生のほか、交通事故及び受傷事故も危惧されることから、装備資機材を最大限に活用するとともに、隊員相互の連携を強化するなどして、受傷事故の防止の徹底を図ること。

イ 各隊間の緊密な連携

一般部隊の各隊は、他の一般部隊の各隊との間における連絡体制の確保に努めるなど、緊密な連携を図ること。

ウ 広報活動

一般部隊は、被災者、行方不明者その他の関係者のプライバシーに配慮しつつ、当該部隊の活動内容等に関し被災者等への安心感の醸成に必要な広報活動を適宜行うこと。

なお、広報責任者には、原則として警部以上の階級にある者を指定すること。

エ 健康管理対策

惨事ストレス、食中毒、熱中症、感染症等の活動中に生じ得る心身の健康問題を念頭に置き、派遣前の事前教養、派遣中における声掛け等を通じた体調確認、適切な休憩・休息時間の確保等、隊員の健康管理に十分配慮すること。

(2) その他の個別事項

ア 相談活動等の推進

(7) 特別生活安全部隊の相談・防犯指導活動班が避難所等を訪問しての相談活動及

び防犯指導活動（以下「相談活動等」という。）を実施するためには、避難所等の数、位置及び規模の情報を把握する必要があることから、当該情報の把握に当たっては、都道府県、市区町村等と緊密な連携を図ること。

- (イ) 相談活動等の実施に当たっては、被災者の心情に配慮した親身な相談活動の実施に留意し、被災者の安心感の醸成に努めること。

イ 犯罪抑止活動の推進

特別自動車警ら部隊は、被災地等の状況を踏まえて、警ら用無線自動車の機動力及び制服による警戒力を最大限に活用して、警戒・警ら活動を強化し、違法行為の発生の抑止に努めること。

ウ 積極的な検挙活動

特別機動捜査部隊は、被災地警察の取締機能を回復し、及び維持するため、被災地警察の機動捜査隊及び活動地域を管轄する警察署等と緊密に連携し、積極的な検挙活動を推進すること。

エ 適切な身元確認支援活動

- (ア) 被災地等に派遣された身元確認支援部隊は、被災地警察の刑事部鑑識課長の指揮の下、その活動に当たること。
- (イ) 身元確認支援部隊は、行方不明者の家族等に対し、その心情に配慮した上で、同部隊の活動の趣旨及び必要性について十分な説明を行い、理解と協力の確保に努めること。
- (ウ) 聴取内容の誤記載並びに提供を受けた行方不明者本人に直接関係する資料及び血縁関係者から採取した資料の取り違え及び紛失は、身元の誤確認や身元確認が不可能となるなどの重大な問題を惹起^{じやつき}することに直結することから、その保管及び管理について万全を期すこと。

オ 交通状況に関する広報活動

被災地等における交通状況については、被災地等の住民のみならず、被災地等への物流に欠かせない情報であることを念頭に、通行止め、迂回措置等の交通規制の実施状況、道路陥没等の危険箇所の状況等を積極的に広報するよう努めること。

（警備運用課災害対策係）

（施設装備課装備係）

（警務課人事係）

（厚生課健康管理係）

（生活安全企画課企画係）

（刑事企画課企画係）

（交通企画課企画係）

（警備企画課企画係）